

7月8日は「なはの日」

那覇っていいよね!

「みんなでなはの街を愛し、未来のなはのためにできることをやろう!」をテーマに、なはの日制定実行委員会や市民団体を中心となって語呂合わせで「なは」と読める7月8日を「なはの日」として、みんなの愛着度を高めようとするのが「なはの日」制定の目的です。このような市民の動きを支援する形で、行政としても「なはの日」のイベントに参加・協力しています。市民のみならず、ぜひこの機会に那覇について考え、那覇を楽しんでみませんか。

【なはの日制定関連イベント】

***なはの日特別観望会**
「なはの日」に親子で星をみよう
7月6日(土)18時〜/定員50名程度/久茂地公民館 ☎891-3443

***なはの日に那覇バスで行く!**
日帰りミステリーバスツアー
乗車場所・モノレール赤嶺駅8:30〜・パレット前(県庁北口)8:45〜・モノレール首里駅9:00〜
大人・小人(6〜11歳)1,780円(食事付)、幼児(3〜5歳)500円(食事なし) 7月6日(土)・8日(火)のお問い合わせリウボウ旅行サービス ☎861-3715

***太鼓フェスティバル in なは 創作エイサーコンテスト**
6月28日(土)/那覇市民会館大ホール/13時〜/入場料一般1,000円・高校生以下無料
***第3回やる気・元気フェスティバル**
児童・生徒によるストリートダンスおよびバンド大会を開催します。

***那覇に関する資料展示**
なはの日にちなんで、那覇に関する図書などを紹介します。
7月1日(火)〜8日(火)/市立各図書館(全7館)
***マリン観光開発水中観光船**
7月4日(金)〜8日(火)/大人通常3,000円↓1,780円 6〜11歳通常1,500円↓780円 3〜5歳通常1,000円↓無料/天候・海洋の状況でコースの変更・欠航になることがあります(予約制)



***「那覇(なは)っていいよね」**
子どもに見せたい那覇市の文化施設
識名園・玉陵を7月5日(金)〜8日(火)、子どもたち^ちに無料開放します。

無料上映!

「なはの日」特別イベント
情野野上映 2008

アズールとアスマール

7/5(土) 20:00より

中止

「大地を叩く女」

お問い合わせマリン観光 ☎869-2241

***壺屋地域文化財清掃**
7月8日(火)/壺屋焼物博物館受付/10時〜

***平成20年こころの健康フェスタ**
19事業所、団体が協力して那覇市障がい者地域活動協議会を設立しました。障がい者福祉の向上および社会参加促進を図ることを目的に、作業所の事業紹介や製品販売を行います。
7月11日(金)・12日(土)/ジャスコ那覇店1階「まちあわせの広場」/10時〜

***美空ひばりのカラオケ大会**
がじゃんびら公園にある美空ひばりの歌碑にちなみ、カラオケ大会を開催します。
7月12日(土)・13日(日)/がじゃんびら公園/18時〜

***にぎわい広場フリーマーケット**
7月13日(日)/にぎわい広場/13時〜15時/お問い合わせチャレンジショップ ☎868-7855

***NPO活動支援基金公開審査会**
公益信託那覇市NPO活動支援基金助成決定のための公開プレゼンテーション、公開審査を開催します。今年度は同基金10周年を記念して、特別100万円コースが設定されました。
7月13日(土)/ぶんかテニス4階ホール/10時〜

***地域交流事業**
「首里・粹・sui キャンドルナイト」
名画(今村昌平監督)「あんちゃん」スクリーンへの招待やキャンドルナイトライブを開催します。
7月12日(土)/首里公民館/15時〜/映画上映会前売り800円(当日200円増)・中学生以下無料

【パレット市民劇場での開催イベント】
「なはのまちを考えるフォーラム」

自治基本条例および協働のルール策定に向けて機運を高めることを目的に、市長の講演や協働のまちづくり事例発表、自治基本条例制定の意義や展望についてのパネルディスカッションを行います。

***路上喫煙防止に向けた広報活動**
那覇市路上喫煙防止条例の周知と啓発を図るため、チラシや携帯用灰皿を配布します。
7月8日(火)/18時30分〜

***健康なは21推進市民大会**
「健康なは21」の取り組み内容報告や健康づくり認証店の実践報告などを行います。
7月17日(木)/14時〜

【その他】
***「なはの日」お掃除隊**
市職員ボランティア「まちづくり応援隊」を中心、「なはの日」にあわせて市内の清掃活動を行います。
7月1日(火)から8日(火)までの1日間予定(日未定)

***那覇市ふるさとづくり寄付金条例の制定**
なはの日に關してのイベント、また、なはの日に關するお問い合わせは経営企画室なは未来室グループ
☎861-3993

時間の変更などはあらかじめご了承ください。

***バスやタクシー、モノレールなどの公共交通機関をご利用ください。**

お問い合わせ
市民税課 ☎861-3328

所得変動に伴う住民税の減額措置について

平成19年より、国から地方へ「税源移譲」が行われ、所得税と住民税の税率が大きく変わっています。これに伴い、平成19年中の所得が減少し、所得税が課税されなくなった方を対象に、税源移譲により増額となった分の住民税相当額を減額する措置が設けられています。

●所得変動に伴う住民税の減額措置
税源移譲により、ほとんどの方の所得税が減り、その分住民税が増えています。両方を合計した税負担額は、基本的には変わりません。しかし、退職などにより、平成19年中の所得が減って、所得税が課税されなくなった方は、税源移譲で所得税が軽減された効果は受けず、住民税だけが、増額となる場合があります。このような場合、市町村への申告により、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった分の住民税相当額を減額する措置が設けられています。

●対象者
平成18年分は所得税が課税される程度の所得があった方で、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した方が対象となっています。

●住民税の減額措置を受ける方法
所得変動に伴う住民税の減額措置を受けるためには、平成20年7月中に、平成19年1月1日現在お住まいの市町村への申告が必要です。

●申告方法
平成19年1月1日現在お住まいの市町村に、「平成19年度分 市町村民税・道府県民税減額申告書」を提出してください。該当者多数のためなるべく申告書は郵送していただきますようお願いいたします。

●申告期間
平成20年7月1日(火)〜平成20年7月31日(木)

7月7日は「クールアース・デー」家庭や事業所でライトダウン(消灯)してみませんか。環境政策課 ☎951-3392

“沖縄から世界へ”

外為どっとコム Presents
沖縄かりゆしFCサッカースクール
~沖縄の子供たちに夢と未来を~

【日程】7月 6日(日)15:30〜
7月27日(日)14:30〜

【場所】奥武山陸上競技場

【参加費】無料

【問】株式会社かりゆしフットボールクラブ
098-861-2277(担当:瀬長)

外為どっとコム
株式会社外為どっとコム 金融商品取引業者 登録番号:関東財務局長(金商)第262号

お問い合わせセンター 携帯・PHSからもOK ☎0120-430-225
(月曜日 朝7:00〜土曜日 朝6:00までの24時間 土・日を除く)